平成２１年（フ）第９６８号
兵庫県姫路市飾磨区矢倉町２丁目29番地
債務者　金岡　　操
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県加古川市山手１丁目13番７―101号、従前の住所大阪市東住吉区中野１丁目11番30号　ＷＩＮＬＩＦＥ中野502号
債務者　松本　繁樹
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県姫路市野里上野町１丁目６番26―102号、住民票上の住所兵庫県姫路市宮上町２丁目４番地
債務者　亀井由香里
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県加古川市加古川町河原115番地の１リベール加古川シティＷＥＳＴ802号
債務者　奈良崎真奈美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７２号
兵庫県姫路市夢前町前之庄766番地22
債務者　中岡　　衛
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９号
鳥取県米子市東福原７丁目７番65号　107号
債務者　斎木　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２４号
鳥取県米子市米原１丁目８番25号
債務者　山本　　瞳
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１５５号
広島市西区横川新町10番２―501号
債務者　宮本　政宜
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１３号
広島市安佐南区伴北７丁目28番１号
債務者　梅枝　啓二
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１４号
広島市安佐南区伴北７丁目28番１号
債務者　梅枝　栄子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３号
広島市佐伯区八幡東３丁目30番６号
債務者　新谷　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
広島市西区己斐西町31―５、住民票上の住所広島県東広島市志和町志和堀3322番地
債務者　土井　祐仁
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５号
広島市佐伯区屋代１丁目１番18―401号
債務者　河北　　敬
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5040番地の７
債務者　栗栖　　学
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5040番地の７
債務者　栗栖　成美
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６０号
徳島市蔵本元町２丁目78番地の１
債務者　岡田　敬太
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第６５号
徳島県那賀郡那賀町木頭出原字マツギ９番地２
債務者　新居　武彦
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部